２０２５年度

運輸安全報告書

”ありがとう”を増やしたい

KRB

株式会社ＫＲＢ

目　次

１．輸送の安全に関する基本的な方針

２．輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

３．自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計

４．輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

５．輸送の安全のため講じた措置及び講じようとする措置

６．輸送の安全に関する予算等の実績額

７．輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

８．輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

９．安全管理規程・安全統括管理者

１．輸送の安全に関する基本的な方針

１．お客様の安全確保が最優先であるという意識を徹底します。

２．安全輸送に関する法令を遵守し、安全・安心・快適な輸送をお客様に提供します。

３．事故防止に関する目標を定めて実行いたします。また定期的 に結果を見直し輸送の質の向上に努めます。

４．ドライバーの日々の整備点検、清掃をもって、安全運行、運転に努めます。

５．輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達、共有します。

２．輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

２０２５年度　輸送の安全に関する目標

	目　　標	達成状況
１	重大事故件数　０件	重大事故件数　０件
２	人身有責事故発生件数　０件	人身有責事故発生件数　０件
３	物損単独有責事故発生件数　３件	物損単独有責事故発生件数　２０件
４	厳正な点呼による飲酒、酒気帯び運転の撲滅	厳正な点呼による飲酒、酒気帯び運転の撲滅　　０件

３．自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計

2025 年度 自動車事故報告規則報告実績　　０件

４．輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

①組織図

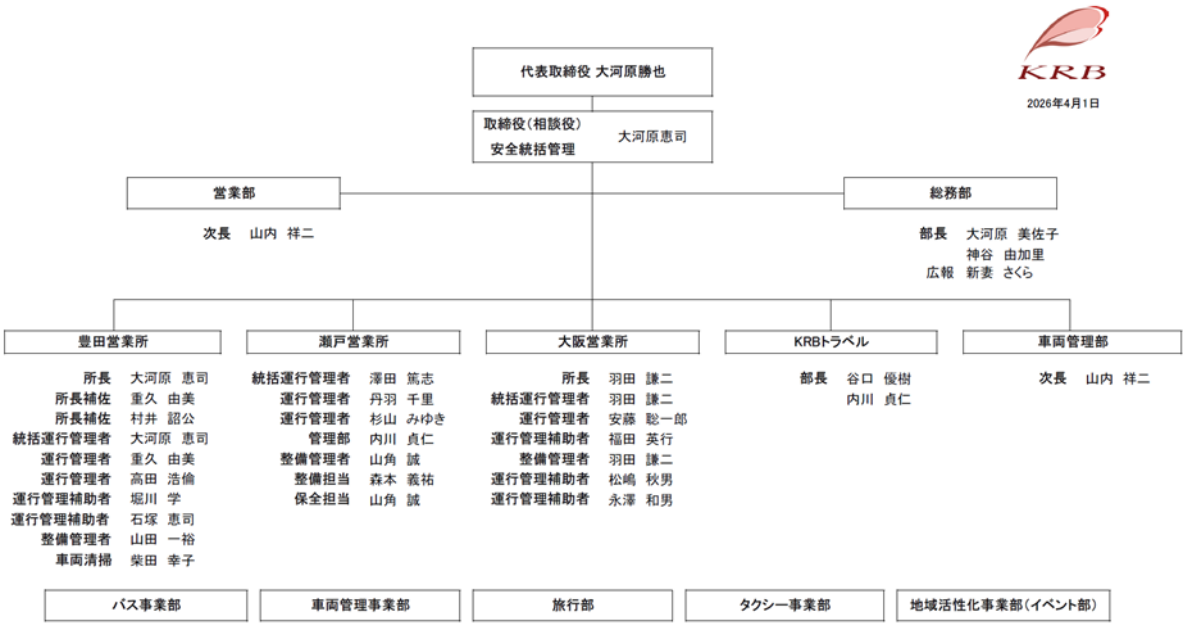

②事故発生時の報告連絡体制

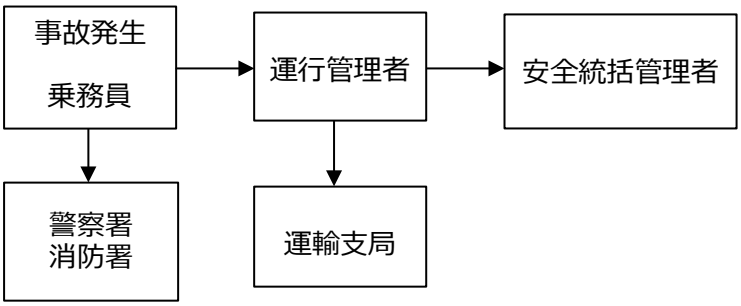

※連絡方法は携帯電話、メールを利用する。

③事故発生時対応フロー

KRB観光バス　事故発生時対応フロー

事故発生

物損のみ

ケガ人がいる場合

ケガ人の救護を最優先に
・けが人の救護、救急車の手配
・軽いけがでも相手を気遣い病院での受診をうながす ☐

119へ電話 ☐

事故車両を安全な場所へ移動
・事故での2次災害をふせぐために

連絡（回送、実車に関わらず軽微な事故であっても連絡は必ず行う）

①警察へ	110	（事故の場所・物損or人身）	☐
②会社へ	豊田0565-90-3711 瀬戸0561-41-2331	（事故の場所・物損or人身）	☐
③お客様へ 【NIS】（カートデービス）	080-3582-0651	（事故の場所・物損or人身・運行の可否）	☐

・警察官には主張すべきところははっきりと

相手の情報の確認
・備え付けの事故シートを使い相手に必要な情報を記入してもらい、
当方も自車情報を記載して手交する
・記入時は相手の連絡先（携帯が望ましい）、車のナンバー間違い無いよう確認 ☐
※相手の連絡先を知るには自分の携帯に電話してもらうのが望ましい

事故状況の確認
・事故発生場所・損害箇所・信号の色などを確認
・目撃者がいた場合には、氏名・連絡先を確認すること ☐

その場で絶対に示談しないこと
・対人・対物どちらでも絶対示談には応じないように
・執拗に求められた場合は「賠償は保険会社に一任している」の一点張りでOK ☐

※運行中で乗客がいる場合
基本的には警察への連絡時に指示を仰ぐのが望ましい

やむを得ず事故処理前に現場を離れなければならない場合には管理者から事故相手への
速やかな連絡と説明を行うこと（相手を不安にさせないために）

５．輸送の安全のため講じた措置及び講じようとする措置

①全乗務員に２年サイクルで適性診断（一般診断）を受診させる計画で２名受診した。
②受診結果を用いて安全に関する指導を行った。

６．輸送の安全に関する予算等の実績額

２０２５年度の輸送の安全に関する予算等の実績額は以下のとおりです。

項　　目	金　額（単位：千円）
アルコール検知器（i-Checker）購入	102 千円
安全運転研修会	34 千円

７．輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

①「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、年間指導教育計画を立案し全乗務員に対し指導教育を行った。
「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を指導教育の資料として活用した。
②特殊状況（積雪凍結時）に対応するための雪道運転、チェーン装着などの研修を実施した。
③事故惹起運転者を対象に、外部機関を利用し安全運転研修会を実施した。

８．輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

①令和 8 年 2 月 25 日に本社営業所において運輸安全マネジメントにかかる内部監査を実施した。
②安全方針の定期的な見直し等、更なる安全への取り組みを推進することとする。

９．安全管理規程・安全統括管理者

１．安全管理規程

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条　本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第三条　社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

２　輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条　前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一　輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

二　輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

三　輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

四　輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

五　輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

２　連携協力会社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）

第五条　第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第六条　前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長等の責務）

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

２ 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

３ 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

４ 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

２ 運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、指導監督を行う。

３ 営業所長は、社長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。

４ 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

２ 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第十二条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

２ 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

３ 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

４ 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

２ 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

２ 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

２ 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

２ 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

３ 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

２．安全統括管理者

取締役　大河原　恵司